

**7月22日(日)は
長浜市議会議員一般選挙の投票日です**

選挙管理委員会(☎651-65003)

【投票日】 7月22日(日)
【投票時間】 7時～20時

※一部時間を繰り上げる投票所もあります。

【投票できる人】

- 次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人
- 平成12年7月23日以前に生まれた人満18歳以上
- 平成30年4月14日以前に転入届がなされ、引き続き3か月以上長浜市に住んでいる人

○当日投票にいけない人は、期日前投票をしましょう

【期日前投票】

- イオン長浜店
期間：7月16日(月・祝)～7月21日(土)
時間：10時～20時
- 長浜市立湖北病院
期間：7月19日(木)、7月20日(金)
時間：10時～15時
- 本庁舎、北部振興局、各支所
期間：7月16日(月・祝)～7月21日(土)
時間：8時30分～20時



台風が近づいたら

防災危機管理局(☎651-65005)

これからの季節、台風による災害が発生しやすくなります。テレビやラジオ、インターネット等により、台風情報を確認し、大雨による浸水や河川の氾濫、土砂災害、強風などに注意して、台風から身を守るために早めの備えをしてください。

「自分の安全は自分で確保する」という気持ちで、防災マップを参考に、日ごろから準備しておくことが大切です。

台風が近づくと前には

- 窓や雨戸をしっかり閉め、必要に応じて補強しておきましょう。
- 避難場所や避難経路、避難方法について、確認をしておきましょう。
- 避難する場合に備えて、懐中電灯や携帯用ラジオ、非常用の食糧、避難時の携帯品などを準備しておきましょう。
- 台風が近づくと前でも、局地的な大雨や強風、落雷のおそれがあります。気象情報に注意しましょう。

台風が近づいてきたら

- 身の安全の確保を最優先し、不要不急な外出は控えてください。
- 増水した河川や田んぼ(水路)等には絶対に近づかないでください。
- テレビやラジオ、防災行政無線やインターネットなどを通じて発信される情報に注意してください。

**7月は「社会を明るくする運動」
強調月間です**

「社会を明るくする運動」とは、一人ひとりが、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で68回目を迎えます。

次代を担う青少年が犯罪や非行に陥ることを防ぐとともに、罪を犯した人々の立ち直りを地域社会が一体となって支えていきましょう。



また、安全で安心な社会を築くため、自分には何ができるのかを考えて、犯罪や非行のない地域・家庭をつくっていきましょう。

※社会を明るくする運動長浜市推進委員会では街頭啓発やパトロールを行っています。事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。

問合せ

社会を明るくする運動長浜市推進委員会事務局
(社会福祉課内)
☎651-6536

**「防災行政無線」再整備についての
説明会を開催します**

防災危機管理局(☎651-65005)

近年、全国各地で震災や異常気象による風水害などの被害が発生しています。

災害の被害を最小限にとどめるためには、より多くの人に災害情報や避難情報を確実かつ迅速に伝えることが重要です。

市では災害情報等を発信する手段である、防災行政無線放送をデジタル化することとしました。

この整備に関する基本計画の策定にあたり、市民の皆さんへの説明会を開催します。

【対象者】 市内在住の人

【とき・ところ】

7月11日(水) 19時～

市役所本庁舎1階多目的ルーム

7月13日(金) 19時～

木之本まちづくりセンター3階集会室
(木之本町木之本)

【申込み】

7月6日(金)までに電話で左記までお申し込みください。

問合せ・申込先

防災危機管理局(本庁舎3階)
☎651-6555



**多文化共生のまちづくり市民
会議への参加者を募集します**

市民活躍課(☎651-8711)

本市には現在約3,200人の外国人市民の皆さんが暮らしています。国籍にかかわらず皆がいきいきと暮らせる「多文化共生のまちづくり」を進めるため、長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議を開催します。

当会議に参加し、多文化共生の取組に関してご意見をいただける人を募集します。ぜひご応募ください。

【対象】

市内在住または在勤の18歳以上で、多文化共生に関心のある人

【活動内容】 年2回程度開催する会議への出席

【募集人数】 2人程度(選考)

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、メールのいずれかで左記までお申し込みください。

※応募用紙は、担当課にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

【応募締切】

7月13日(金)必着

問合せ・応募先

市民活躍課(本庁舎3階)
〒526-1850 八幡東町632
☎651-8711 FAX 651-6571
✉katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

定住住宅の改修に助成します

建築住宅課(☎651-65000)

U・I・Jターナー等が取得した戸建ての中古住宅または実家を改修する場合、工事費の一部を助成します。

【対象住宅】

次のいずれかの要件を満たす市内の住宅

○平成28年4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した中古住宅

【対象者】

平成28年4月1日以降に市内の対象住宅に転入、転居される満45歳未満の人で、かつ対象住宅に居住しようとする人全員の年間所得の合計が1,200万円以下であること。

【対象工事】

工事費が30万円(税抜)以上の住宅改修工事で、かつ平成31年2月末までに完了する工事

【助成額】

対象工事経費の10%相当額(上限20万円)

※満18歳未満の子を扶養し同居する場合、または65歳以上の親族が同居する場合はそれぞれ工事費の3.5%(上限40万円)を上乗せして助成します。

【申請方法】

工事の着手前に申請用紙に必要事項を記入し、提出書類を添えて直接担当課まで申請してください。

※申請用紙は担当課にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

※予算がなくなり次第受付を終了します。

問合せ・申込先

建築住宅課(本庁舎2階)
☎651-6533